

平成25年度第5回京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会 会議録

1 日 時 平成25年10月28日（月）午後6時30分～午後8時45分

2 場 所 こどもみらい館 第1研修室

3 出席委員 （五十音順，敬称略）

大山，岡田，小倉，小塩，小町，高林，竹本，富樫，中川，中村，長屋，水野，宮本，森，山内，山本

4 次 第

諮問

(1) 市民公聴会の報告について

(2) 子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する具体的方策及び条例の見直しについて
(答申骨子案)

(3) パブリックコメントの実施及び市民フォーラムの開催について

(4) その他

5 会議録

副市長（挨拶）

本日10月28日の本会議で，9月市会が終了した。今市会では，重要法案や補正予算が議決された。そうした中，市長総括において，議員から「子どもを共に育む京都市民憲章を今後，どのように進めていくのか」という質問があり，私から，市民公聴会の取組や3年前の条例制定時との情勢の違い，今後の課題等について答弁した。議会でも取り上げていただいたことは，大変重要な意味があると考えている。

また，時々の市政の重要案件について取り上げる，市長ミーティングにおいても，この憲章をテーマに取り上げた。市長からは，推進協議会で熱心に議論していただいている皆様に対して，心強い取組であり，くれぐれもよろしく伝えてほしいということ，また，大変重要な取組であり，より多くの市民に情報発信し，取組の輪を広げ，最終的に条例改正が必要であれば，そのときどきの判断でしっかり取り組んでいこうということで，パブコメ等の意見も反映させるため，その場で結論は出ていないが，引き続き皆様と一緒に，京都市総体としても取り組んでいこうということであった。

子どもの健やかに育む環境をつくっていくというこの取組について，これまで熱心に活動されている皆様に引き続き取り組んでいただくのはもちろんのこと，今後の課題があるとすれば，取組の輪をどのようにしてさらに広げていくのかということである。私は常々申し上げているが，この課題に無関係な市民は誰一人いない。今回の条例見直しの議論を通じて，例えば経済界など，一見，子どもに直接関係なさそうな分野の方にも，輪に入っただいて，自分たちにも深い関わりがあることを実感していただきたい。

先週土曜日には，梅小路公園でやんちゃフェスタ 2013 が開催され，多くの子どもたちが集まった。多くのスタッフもかいがいしく動いておられ，大変心強く感じた。また，各行政区の区民まつりでも，憲章のブースが設置され，憲章の存在を多くの区民に周知している。こうした取組を通じて，点と点のつなげていき，条例の見直しという取組の中で，さらに多くの方が，憲章の実践を自分の問題としてとらえ，また，社会の情勢の変化の中で必要であれば，少々世論が巻き起こっても，一定の規制を行うなど，「ここは子どものために大人として一肌脱がないといけないであろう」という点については，大胆に議論して挑戦するということも必要ではないかと思う。

今後は時間との勝負になってくるが，思う存分，御議論いただき，素晴らしいアイデアや熱い思い

を出していただくとともに、市民公聴会やパブリックコメントの意見が反映され、大きく取組が進むことを期待している。よろしく願います。

(副市長退席)

(1) 市民公聴会の報告について

事務局

(資料1に沿って、説明)

会長

市民公聴会に御参加いただいた委員から補足等あれば、願います。また、質問等あれば願います。

(意見なし)

(2) 子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する具体的方策及び条例の見直しについて(答申骨子案)

事務局

(資料2に沿って、答申骨子案の構成を説明後、全文を読み上げ)

会長

資料2の1ページ目、「1 憲章の普及及び実践の推進のための取組」について、御意見・御質問等をお願いする。

委員

アンケート結果が引用されているが、「憲章の理念を実践していると思う」「今後、実践したいと思う」保護者の割合は、「憲章を知っている」人の内数か、もしくはアンケート回答者全体に占める割合か。少しわかりにくい。

事務局

内数ではなく、アンケート回答者に占める割合である。

委員

「市民しんぶん」や「家庭教育新聞」は、主に自治会や学校に関わっている方を対象に配布されており、そうした組織に属していない人の目には届いていないように思う。そこでお聞きしたいのは、新たな取組として「効果的な広報啓発、情報発信の充実」とあるが、具体的にはどのようなことを考えているのか。

事務局

市民しんぶんは、市政協力委員が各戸に配布している。家庭教育新聞は、幼稚園、小中高校で子どもに配布し、子どもを通じて全ての保護者に行き渡るようになっている。また、憲章の普及啓発

協調期間を設定し、区役所・支所でパネル展示をしたり、区民ふれあいまつりややんちゃフェスタ等の子ども向けイベントにブース出展をするなど、様々な機会を通じて、普及啓発進めてきたというのが、これまでの取組である。

新たな取組については、文章では保護者の心に響かないという御意見も踏まえ、愛称やロゴマークを活用した広報や、イラストを多用したリーフレットの作成などを含め、紙媒体以外の広報啓発にも力を入れていきたいと考えている。

事務局

市民しんぶんについては、普段、読まない人に少しでも情報発信していく取組として、ピラミッド型のコーンに市民しんぶんのダイジェスト版を掲載し、レストラン等に設置するなどの工夫をしている。過去には、自殺対策の広報啓発の一環として、スーパーのレジ横の液晶画面でいのちの電話番号を伝えるという取組もあった。

また、子育て世代の保護者の多くはスマートフォンを使っていることを踏まえ、子育て関係のスマホアプリを開発し、憲章に関する情報発信をしていくことも検討している。ただし、予算を伴うものであり、すぐに実施できるかどうかはわからない。

他の部局の取組も参考にしながら、我々の情報が伝わりにくい方への情報発信にも取り組んでいきたい。

委員

隔々に届いているのかが課題だといつも思う。学校での配布にしても、子どもには行き渡っているが、本当に保護者に行き渡っているのか。渡し方として、例えば、保護者が学校に来るときに担任から手渡す、保健所の健診時に渡す、保育園の送迎の際に渡すなど、少しでも漏れを少なくし、確実に一人一人に届けていく工夫が必要だと思う。

委員

広報は非常に重要である。北区の場合には、市民しんぶんが全ての世帯に届くよう、町内会に入っていない世帯も学生マンションも含め、配布を徹底している。

私の学区は2,500世帯で子どもは200人しかいないが、小学校は子どもの活動を地域に守ってもらいたいという思いが強く、学校から町内会長に学校新聞を渡し、町内で回覧している。また、中学校でも熱心に学校だよりを発行している。私の学区では、広報物の届け先として、町内会長の名前を小中学校、近隣大学に伝えている。

社会福祉協議会でも、子どもの活動を新聞に取り上げており、北区18学区に呼びかけ、こうした取組は広がっている。

時間はかかるが、「広報物が届かない」ということがないようにすることが大切。また、広報を読む、広報で知る、知ったら行動を起こすという3原則が必要。

たくさんの広報物があり、それらが届くのは大変ありがたいことと感じる一方、皆に読んでもらえているのかという点に危惧を感じる。

会長

有益な広報も、届かなければ意味がない。紙媒体だけでは難しいという御意見も踏まえ、諸団体

の協力も得ながら取組を進めていきたい。具体的な取組については、次年度以降になるかもしれないが、検討を進めていきたい。

委員

予算が確保できるように、スマホアプリの開発について、答申に明記してはどうか。スマホの問題はスマホを活用して解決するのが良い。紙媒体で広報しても、スマホを使っていない人にはぴんとこない。

委員

市民公聴会の中で、同じグループに子ども見守り隊の方がおられ、大変熱心であった。地域の方にはたくさんのネットワークがある。例えば、見守り隊は学区ごとにあるが、学区を超えた情報交換会を推進協議会で声掛けをさせていただけば、お互いに勉強になるのではないか。見守り隊だけでなく、子育てを終わった方が客観的な立場で取り組まれている地域の活動は、本当に大切。答申骨子案の新たな取組例の「市民等の自主的な活動を、憲章の実践に結び付ける仕組みづくり」に当たると思うが、地域の活動が憲章のこの部分に当たるということを、活動されている方に確認いただければ、地域の発信力は強いので、色々なところでの発信につながると思う。

副会長

地域の中で人と人がリアルにつながることは大切である。一方で、インターネットを通じたネットワークの力も大きい。リアルな部分とインターネットの活用という、両面からの周知を図っていければ良いと思う。アプリは予算上の問題もあるが、ツイッターであれば普及も進んでいるし、例えば、私たち委員一人一人がツイッターで情報発信するのであれば、それほど難しくない。

インターネットの不適切利用対策をしっかりとすると同時に、適切な利用の在り方を私たち自身がツイッター等を通して示していくということも、今後、積極的に考えていく必要があるのではないか。

地域社会の中の現実のつながりとともに、インターネットの中でのネットワーク、その両方をしっかりつくりあげていくことが、今の市民のニーズに応えることだと思う。

事務局

児童家庭課や保育課でもツイッターを開設しており、推進協議会の情報等も発信しているが、フォロワーが少なく、まだまだ爆発的な媒体にはなっていない。紙媒体とそれ以外の媒体を有機的につなげながら、各家庭に届く情報発信をしていきたい。

委員

人間は誇らしいものについては、自分と同一化して、大切にし、広めていく。

この憲章は、全国の自治体に先駆けて制定されたものであり、京都市民として誇るべきものである。しかし、「まだまだ広がっていないので、広げていかなければならない」、「十分でない」というマイナス面が強調されすぎているのが現状のように感じる。むしろこれから必要なのは、例えばどこかに必ず掲載するなどして、この憲章がいかに誇らしいものかを発信することで、市民が誇らしく感じ、自ら実践していこうという仕組みづくりではないかと感じた。

委員

答申骨子案の全体の構成について、2点質問である。

まず、「充実する取組例」「新たな取組例」とあるが、「取組例」の位置付けは何か。行動指針を指すのか。

次に、P6「真のワーク・ライフ・バランス」の部分では改正案そのものが示されているが、P4では「条例見直しの方向性」という書き方になっているのは、なぜか。

事務局

「取組例」という表現については、すぐに実現可能な部分と、予算等の関係で簡単にいかない部分があるので、「取組」と言い切らずに、表現として少しぼやかしている。御指摘も含め、表現は再度検討したい。

次に、条例の改正案そのものを示している部分と「条例見直しの方向性」としている部分がある点についてであるが、真のワーク・ライフ・バランスについては、条例制定後に新たな要素が出てきたものであり、文言の整理という形で提案させていただいている。緊急の方策については、具体的に案を示した方が御議論いただきやすいのではないかということから、改正案①②を示している。その他の部分については、本日の御意見も踏まえ、改正案については今後お示しできるのではないかと考えている。今の段階では方向性だけを示している。

会長

次に、P2「2緊急の方策について」、御意見や御質問をお願いしたい。

「緊急」という表現について、「いつまで緊急という文言を使うのか」という御意見をいただいている。P5に検討事項として記載しているが、「緊急の方策」という表現については、「基本的な方策」と対をなすことに留意しつつ、「緊急性」と「重要性」の2つの視点から検討を行いたい。現状のままで良いのではないか、改正案として提示している①又は②が良いのではないかなど、御意見をお願いしたい。

委員

「緊急」「重点」という言葉、「対策」「防止」という言葉については、使い方のニュアンスを積極的に見直す必要がある。まず、「緊急」は、問題が表面化しており、事例化しており、それに対応しなければいけないというニュアンス。「重点」は、まだそれが表面化、事例化していないかもしれないが、予防的に、また継続的にどう取り組んでいくのかというニュアンス。そういう意味で、「緊急」と「重要」は区別して文言を書く必要があると思う。改正案②「子どもの健全な育みを阻害する重大事態への方策」については、現時点でマイナスのものをゼロにしていくというニュアンス。そうではなくて、今は問題化していない、ゼロの状態のものでもプラスにしていくという環境のデザインという意味で、どちらかといえば改正案①「重点方策」を支持したい。

また、条文では「いじめ対策」「薬物乱用対策」など、「対策」という言葉が使われている。場合によっては、「防止」など、事例化したものへの対処だけでなく予防的に対処するというニュアンスも含めた表現にするなど、丹念に検討すれば、より訴えかける良い条文になるのではないか。

条文に落とし込んでいくということだけでなく、そういう目で見直すという作業を通して、我々

が何をしたいかがはっきりすると思う。

事務局

条例の文言については、他の類例等を含めて検討し、表現が適切かどうか検証していきたい。

会長

「緊急の方策」という表現について、改正した方が良いと思うか、または現状のままで良いと思うか、それぞれ挙手をお願いする。

(見直しに賛成9名、現状のままに賛成4名)

副会長

私は「緊急の方策」が良いと思う。「緊急」は、「今すぐ、急がなければならない」という意味合いが強い。我々がこれまで取り組んできた「緊急の方策」は、まさに時間の猶予がないものである。「緊急」は、時間の感覚、今すぐに何とかしなければならないというニュアンスで訴えかけるところがある。

委員

「緊急」か「重点」かいずれかを選ばなければならないということか。

事務局

この間の推進協議会における議論の中で、「緊急」という文言に違和感を感じる委員がおられたため、見直しするかどうかを含めて御意見をいただきたいという趣旨。見直すとしても改正案はあくまでたたき台であり、委員の皆様からより良い御意見をいただければと考えている。

委員

「緊急」という文言だけで表現することに違和感を感じる。ものによっては「緊急」が適切なものもある。「緊急」と「重点」を使い分けることが大切。

委員

例えば、こういう課題は「緊急性を要する」、これは「重点」というように項目ごとに考えるイメージか。

委員

条例を3年毎に見直すのであれば、3年プランの中で、緊急のものはこれ、重点はこれというように、長期的なもの、短期的なものに分けて検討してはどうか。

委員

ただいまの委員の考え方に賛成である。そういう意見で、「緊急」にも「重点」にも手を挙げなかった。使い分ければよい。

改正案②の「重大事態」という言葉は、いじめ防止法において使われている文言で、私が以前の推進協議会で、例として紹介させていただいた。この文言を使用してほしいということではなくて、どういう概念で重大事態という言葉を使っているのかという点も含めて、再検討いただきたい。

委員

緊急と言いながらたくさんあるとぼやけてしまうので、短期、中期、長期に分けて考える意見に賛成である。

委員

人づくり21世紀委員会からの提言では、7つの項目の中から、「児童虐待」「いじめ」「インターネット不適切利用」の3つを取り上げて、とりわけこの3つを優先的に取り組むべきとして、他とは区別し、緊急性を持たせた。答申骨子案では、その辺りが埋もれている。7つを並列するのではなく、その中でも、どれをとりわけ急がなければならないかをはっきり書いた方が良い。

副会長

「緊急方策」という言葉そのものが不適切、あるいは今の状況を正確に表していないのではなく、項目を見極めることが重要。緊急に対応しなければならない事案が存在するのは事実であり、そのことから考えると「緊急の方策」という文言を残すべきであると思う。7つの方策の中で、何が緊急かを絞っていく、7つ全てなのか3つなのかを含めて絞っていくことは大切だと思うが、緊急に対処すべき事柄が存在することは事実であり、それを表現する文言は残すべき。

会長

7つを並列に扱うのではなく、きっちり精査して表現していくという御意見をいただいたので、御意見を踏まえ、検討していく。

それでは、次に、緊急の方策の7つの項目の中身について御意見をいただきたい。

(意見なし)

会長

この点については、これまでも推進協議会において何度も御意見を伺ってきたところであるため、御意見がなければ7つの中身についてはこのままとさせていただく。ただし、「緊急」と「重要」の区別をしっかりと考えていくこととしたい。

次に、「3 ソーシャルメディアの不適切利用対策について」御意見を願います。

委員

3点申し上げる。

まず、SNSについて、現状把握、問題の焦点化は良いと思う。そのうえで、対策を条例に落とし込んでいくときに、「条例見直しの方向性」の「イ 現行条文の「携帯電話等」という文言を「インターネット通信端末機器」に変更する」という点について考える。SNSもインターネットを介したものであり、定義的にはインターネットに含まれるが、ユーザーによっては、インターネット

はウェブサイトの閲覧であり、SNSはインターネットではないという意識の人もいる。従って、条例の文言を「インターネット通信端末機器」といった文言に変えてしまうと、ソーシャルメディアの視点が抜け落ちてしまうのではないかと、危惧する。ここはソーシャルネットワーキングサービスという文言をしっかりと残しておくべきである。

2点目として、保護者による取組が挙げられているが、親に全てを任せるとするのは効果的でない。むしろ、なぜ教育現場における関わりが出てこないのか、とても不思議に感じる。小学校の段階から、子どもの理解力に応じて、子どものメディアリテラシー教育の中で、SNSの特徴や弊害をしっかりと取り上げていく、そうした教育現場の取組を盛り込むべきである。

3点目として、SNSに没頭していく原因の一つとして、親子のコミュニケーション関係が十分ではないということ、また、SNSに没頭すればするほど、家庭でのコミュニケーションが減少するという悪循環の問題がある。SNS対策を背後で支えるものとして、人と人の直接のコミュニケーションをプロモートする取組も必要ではないか。

事務局

教育現場における取組例として、育ち学ぶ施設職員への研修の充実を挙げている。また、新たな取組例として挙げている「小中高生向けのソーシャルメディア利用ガイドラインの策定検討」は、子ども自身が考える素材であるとともに、同じ視点で保護者が子どもに働きかける題材になるものをつくれなかと考えている。

基本として、まず保護者に対して、小中学生の育ちに本当にケータイが必要かを考えていただきたいという投げかけをしている。そのうえで、ケータイを持たせる以上は、そこに潜む危険性を特に保護者が理解し、対策を立てたうえで持たせていただきたいと考えている。その中で、子どもの成長に応じて、子どもが学びながら機器を使いこなす能力を獲得していくため、家庭と学校現場で取り組む必要があると考えている。

委員

それでも、なお私が強調したいのは、現在の記載では、知識やスキルを持った人を育てて、その人たちが自主責任においてやってくださいというニュアンスに読める。今必要なのは、ガイドラインを超えて、子どもを実際にどのように教育していくのか、カリキュラムまで踏み込んだことが必要。京都市が主体になりながら、どのような教育を行っていくのか、カリキュラム開発や教え方の開発まで踏み込んでいかないと、事態はどんどん進んでいく。

委員

先日テレビで、女子高校生が自らガイドラインを作成し、適切な利用の仕方を考える取組が放送されていた。ガイドラインを子どもにポンと投げるのではなく、子どもが自ら考え、自ら賢く利用するというカリキュラムまで踏み込んでいければ素晴らしい。

事務局

憲章の立ち位置の話になるが、学校現場でどのように教育するかまで踏み込むものではなく、子どもたちのために大人がどのように取り組んでいくかということにベースを置いている。教育現場でどのような教育をしていくかについては、所管課と協議し、行政の課題として預からせていただ

く部分と考えている。

事務局

「ソーシャルメディア」という文言を条例に明記してはどうかという御意見については、SNSをインターネットだと意識せずに使っている人が多いことも踏まえ、事務局内でも議論があった点である。ただ、条例に盛り込めるほど熟した言葉かどうかという点も含め、市民にわかりやすい表現となるよう、法制担当部署とも協議していく。

副会長

条例を制定した3年前はスマートフォンがここまで普及していなかったが、今では「携帯電話」より「スマートフォン」の方が普及している。条例上、携帯電話と同時に「スマートフォン」という文言を入れるのは難しいか。

事務局

「スマートフォン」という文言をストレートに入れるのは、現状では非常に難しいと思う。言葉の定義付けができれば規定できるかもしれないが、その定義が2年3年でまた変わるかもしれない。法制担当部署と協議していく。

委員

大人から押し付けても子どもに届かないので、新たな取組例の中に、子ども自身が利用の仕方を学んで考えていく、そうした動きを大人が環境整備していくというようなことを盛り込んでいただければ。

事務局

御意見も踏まえて、条例の見直しで対応できる部分と答申の提言として取り上げる部分を整理する。

会長

今回、「携帯電話等」という文言を「インターネット通信端末機器」という表現に改正する案を提示させていただいているのは、スマートフォンだけでなく、音楽再生機器やゲーム機などもインターネットやSNSへの接続が可能であり、そうした機器も含めて包括的に表現していく方が良いのではないかという趣旨と理解している。

他に御意見がなければ、次にP4「4 親支援のための取組について」御意見を願います。

委員

「家庭での教育力の二極化」とあるが、むしろ、「家庭での教育力の低下」が問題の背景にあるのではないか。また、保護者を「子どもを監護する者」という表現については違和感がある。保護者にとってもわかりにくいと思う。

事務局

まず、「教育力」については、御指摘のとおり、親支援を必要としている家庭という意味でわかりやすい表現は「教育力の低下」かもしれないが、家庭の教育力全体が低下しているというよりは、家庭の経済力等により子どもにかかるエネルギーが極端に分かれているという意味で、この表現としている。文部科学省の使用している表現でもある。ただ、わかりやすい表現となるよう、御意見も踏まえ、いま一度検討する。

次に、「監護」については、現行条例で使用している文言である。民法や児童福祉法等でも使われている表現であり、現在のところ、この部分の条例改正することは考えていないが、答申における表現については検討する。

委員

民法に「監護」という言葉があり、法律はすべからくこの表現になると思う。

わかりやすく言うと、民法でいう「監護」は、子育て全般、子に対する親の行為全部を指す。日常用語で言えば「子育て」が一番しっくりくると思う。条例には「監護」と規定せざるを得ないと思うが、広報ではもう少しわかりやすく表現する努力が必要だと思う。

事務局

条例で「監護」という言葉を使っているが、答申にこの表現を使うのかどうかは再検討する。例えば、条例を引用していることがはっきりわかるような表現にするなどの工夫をする。

委員

取組例について、親に伝える、学んでもらうという内容になっているが、今の保護者の中には学ぶことがしんどい、聴くことすらしんどいという人もいる。一番の原点として考えていかなければならないのは、親同士をつなぐことだと思う。「ほっこり子育てひろば」はもともと、そこで結果を出すのではなく、そこに来た親同士が知り合いになること、みんな同じだと思ってもらうことが念頭にあった。その視点が漏れていると思う。

「知り合いがないのでこわくて出ていけない」という保護者にまずは出てきてもらう、そして出てきた保護者同士をつなぐことが大事。児童館や保育園（所）など、今「場」はたくさんある。ただ、その「場」に出て行って顔を合わせているのに、よその子どもの名前も月齢も知らないなど、つながっていない、困ったことがあっても相談できていないという声も聞く。親支援の取組の中で、現場職員が親同士をつなぐ技術・ファシリテーション能力を磨く取組などの視点も入れていただきたい。

委員

親支援の機会の提供を育ち学ぶ施設の設置者に「義務化」とすると、どのような効果があるのか。なぜ「努力義務」ではダメなのか。

事務局

義務化について、この条例では罰則を伴っておらず、実質的に効果としては大きな変化はないが、京都市の思いも含めて、より強化した取組を進めたいという意図である。

先ほど御指摘のあった、「なぜ親支援の取組を進めていかなければならないか」という視点については、具体的な取組の前に盛り込んでいきたい。

委員

実質的に変わらないということであったが、義務化されれば「しなければならない」わけで、大きな違い。罰則は今はないが、いずれ罰則ができれば、設置者側としては大きな変化を蒙る。また例えば、罰則はなくても、この施設が条例違反していると公示されれば、実質的に大きなマイナスを蒙る。そうしたことは想定しているのか。そこまでいかないのであれば、努力義務とどう違うのか。育ち学ぶ施設は非常に多様にあるが、義務化する以上はどこが対象か明示する必要があるのではないか。また、義務化するのであれば、予算や環境整備は講じられるのか、といった課題も考えられる。

事務局

保育所、幼稚園、小学校、中学校等については、別の体系の中で、親支援について各施設の運営指針として既に盛り込まれており、この条例で新たに義務が強化されるものではない。ただ、委員御指摘のとおり、この条例において、努力義務を義務化することにより、「義務違反」に関する課題もあると思われるので、推進協議会で御議論いただきたいと思う。

委員

条例の文言を考えたときに、「努めなければならない」から「しなければならない」になったとしても、実際には大きな変化はないのではないかと思う。未来こどもプランには、既に親支援プログラムが盛り込まれているが、次期計画では親支援プログラムの数値目標を盛り込むことも考えられるかもしれない。他都市での先行事例はあるのか。

事務局

知る限りでは、他都市でこうした事例はないと思う。

委員

親支援プログラムに関して、市民公聴会でも委員の意見と同様の発言があった。答申骨子案にその視点が漏れていたのは残念。先ほどの発言は、市民公聴会、推進協議会、条例の見直しを結ぶ意味で、良い意見であると思う。

委員

ここでは条例第12条に焦点があたっているが、第14条に「子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げる」という素晴らしい文言がある。こうしたことを実践してきた、そしてさらに広げていくという視点、保護者を支援するのは地域であり、そこに帰属できていない人は帰属することを支援していくという観点を盛り込んでいただきたい。

委員

義務化よりは先に、育ち学ぶ施設の設置者に対して、地域のつながりの中でこの取組を進めるこ

とが有効であることを知っていただき、統一感を持って取組を進めていくための文言等が入れば良いと思う。

副会長

育ち学ぶ施設の設置者の立場としては、義務化はインパクトがある。それだけ強い思いを市民が持っておられる、それには是非応えていかなければならないと感じる。こうした改正が行われることで、設置者の背中を押してくれるものであると受け止めている。

委員

各学校で行われてきた家庭教育学級について、先生は頑張っておられるが、最近では参加する保護者が非常に少ないと聞いている。地域で活動している者として、子どもを共に育むという思いをむなしく感じることもある。教育委員会におかれては、この家庭教育学級のありさまについて、いま一度検討をお願いしたい。

事務局

家庭教育講座については、それぞれの学校で事情に応じたテーマを設定し、開催していただいている。呼びかけても参加者が少ないという課題については、答申骨子案にも「保護者が参加しやすい仕組みづくり」という観点を盛り込み、取組を進めていきたいと考えている。

委員

保育園においても、親支援については当然実施していくべきとの考えで取組を進めており、義務化に対して抵抗はない。ただ、保育園で実施している親支援の取組は「親支援プログラム」の形に添わないものもある。親支援プログラムそのものは実施していなくとも、同様の目的で取り組んでいるものは多数ある。「親支援プログラム等」の「等」の中身はいろいろあるということに配慮が必要である。

会長

本日の御意見も踏まえ、次回の推進協議会で修正案を提示する。追加で御意見があれば、事務局へお寄せいただきたい。

(3) パブリックコメントの実施及び市民フォーラムについて

事務局

(資料3に沿って、説明)

(4) その他

事務局

(参考資料1「推進協議会ニュース」の発行について報告)

(参考資料2に沿って、児童虐待防止推進月間の取組について報告)